

国土交通省北海道開発局

日時：2003年10月20日 10:00-12:00

ヒアリング先：国土交通省 北海道開発局 釧路開発建設部

治水課長 平井康幸氏、農業開発課長 奥山昭雄氏、ほか

参加委員：久連山陽子（責任者）、浅井平三、朝倉淳也、只野靖、福井健策（書記）、担当副会長 正國彦、事務局 土屋明

報告者：福井 健策

第1 釧路湿原自然再生事業一般について

1 御庁は、自然再生推進法に基づく釧路湿原自然再生事業の実施者となるのでしょうか。また、ほかの実施者は誰がいますか。

なる。他の実施者は当面、釧路自然保護協会、NPO法人であるやちの会、北海道釧路支庁、林野庁、環境省の6団体（資料 ・リリース「釧路湿原自然再生協議会の設立について」）。予算をつけるのは国等でも、環境教育など何らかの形で関われば「実施者」と理解している。

2 共同実施の場合、具体的な個別の事業について複数の官庁が共同で実施することが予定されているのでしょうか。それとも個別事業ごとに担当官庁は別なののでしょうか。

詳細は不明。

3 ほかの実施者との連携、情報交換などはどのように行われるのでしょうか。

自然再生推進協議会を通じておこなう方向。ただし、「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」をH13.3にまとめた「同検討委員会」はすでに機能しており、協議会の大枠はこれを含めたものとなろう（資料 ・「釧路湿原の自然再生」5項ほか）。

4 自然再生推進法に基づく自然再生協議会が本年10月に開催されるとのことですが、これは既に開催されたのでしょうか。開催されたとすれば、どのような内容の協議が行われたのでしょうか。

まだ開催されていないが、11月半ばには立ち上げたい（前掲資料 ）。100人くらいの予想。

5 協議会のメンバーを教えてください。

まだ不明であるが、決まったらHPを含めて公表したい。

6 協議会参加への呼びかけは、御庁としてはどのような方法で行ったのでしょうか。

前掲資料 のようなリリースの形態。

7 協議会への参加を応募したのに、実施者側で参加を断った（または断る予定の）団体または個人はありますか。また、選別基準は何でしょうか。

基本的に断ることはない。ただし、前掲資料 「参加応募用紙」の記載で、動機があまりに不明確な方には動機を確認する。その結果、何らかのビジネス機会を期待していたらしい建設会社等が辞退した例はある。

8 今後、協議会はどの程度の頻度で開催されるのでしょうか。

まだ不明。

9 協議会に対しては、どのような情報を開示し、どのような議論を行うことが予定され

ているのでしょうか。

情報開示は徹底したい。当面は「自然再生全体構想」に関する議論が中心だろう。

- 10 釧路湿原自然再生事業にかかる自然再生全体構想と、「釧路湿原の河川環境保全に関する提言」との関係について教えてください。

提言にある12の施策（資料 ・「提言」 項。土砂流入の防止、蛇行する河川の復元等）をベースに全体構想を作って行きたい。

- 11 自然再生全体構想は、いつ頃作成の予定でしょうか。
12 自然再生全体構想は公表を予定されていますが（自然再生推進法13条）、公表の方法としてどのようなものを予定しているのでしょうか（官報、ホームページ等）。

共にまだ不明。

- 13 自然再生全体構想について、作成前、作成後において、（協議会のメンバーでない）一般市民が意見を述べる機会がありますか。また、これらの意見を自然再生事業に反映させる制度は設けますか。

（下記17の回答参照。）

- 14 自然再生事業実施計画は、再生事業全体について作成するのでしょうか。それとも、個別の事業ごとに作成するのでしょうか。

全体構想をベースに作成する。

- 15 自然再生事業実施計画は、いつ頃作成の予定でしょうか。

まだ不明だが早急に。

- 16 自然再生事業実施計画は公表を予定されていますが（自然再生推進法13条）、公表の方法としてどのようなものを予定しているのでしょうか（官報、ホームページ等）。

広報誌に掲載するなど公開して行きたいが、詳細は不明。

- 17 自然再生事業実施計画について、作成前、作成後において、（協議会のメンバーでない）一般市民が意見を述べる機会がありますか。また、これらの意見を自然再生事業に反映させる制度は設けますか。

何らかの形で意見は徴して行きたいが、方法は試行中。6月に標茶でミニシンポをやったらおもしろかったので、またおこないたい。また、当然、再生事業の多くは河川整備計画と位置づけるので、河川法に基づく意見聴取を必ずおこなうことを考えている。

- 18 釧路湿原自然再生事業にかかる御庁の昨年度及び本年度の予算並びに事業ごとの内訳を教えてください。

直轄河川の環境整備事業費から捻出され（資料 ・「平成15年管内事業概要」によれば、全体で3億600万円）、湿原全体では昨年が約1億円、今年が約2億円。内訳資料なし。

- 19 同自然再生事業は、1980年当時の負荷に戻すことを目標としているとのことですが、目標達成までに何年かかる見込みでしょうか。また、現在、そのための具体的な計画、構想等は作成されていますか。

事業としては2、30年の取り組みになる。具体的な計画はまだない。

- 20 自然再生推進法ではモニタリング及びフィードバックが予定されていますが、事業見直しは何年ごとに行う予定でしょうか。

5年ごと。

第2 釧路川蛇行復元事業について

- 1 釧路川蛇行復元事業の対象となる河川が直線化された時期と直線化の目的について教えてください。また、その目的は、直線化によって達成されたのでしょうか。また、何故その部分が対象に選ばれたのでしょうか。

S48から55に、上流部洪水被害の軽減と、農業基盤整備の実効化を目的に。

- 2 蛇行復元の目的は何でしょうか。この目的に、自然再生推進法1条記載の生物多様性確保の観点が含まれているのでしょうか。含まれるとすれば、どのような生物の生息環境の確保を目的としているのでしょうか。

目的は、湿原本来の生物生息環境の復元、湿原らしい景観の回復、湿原の植生再生、湿原への土砂流入の低減（資料・リーフレット）。生物多様性については、蛇行復元が提言された当時は認識されていなかったが、含まれると思う。方向としては、直下流を参照して、そこに近づける努力をすることになる。

- 3 蛇行復元事業についての計画、図面などがあれば、開示していただきたく、お願いします。

前掲資料の略図がある（報告者注：レイクサイド塘路で示された計画図面については、言及・開示はなかった）。2つの河道を同時に維持するのは難しいらしいが、現河道を埋めるかは不明。旧河道に水を流すとすれば、掘削しなくてはいけない。現在その工事をやっている訳ではなく、土を見るために試験的に掘削しているのみである。

- 4 「河川環境保全に関する提言」によれば、蛇行復元実施にあたっては、周辺農地への影響について可能な限り事前に予測しておくことが重要であるとありますが、この予測のための調査は既に行ったのでしょうか。また、その結果及び結果の評価はどのようなものなのでしょうか。

上流の五十石築堤の内側田地への影響については、水位計算をした。8-10万立方メートルも掘れば現在との水位差は限定的かと思う。その土をどこに持って行くかは未定。

- 5 蛇行復元事業の開始時期、現在の進展状況及びこれまでの予算実績を教えてください。**前述の通り。**

- 6 河道が直線化されたのは5キロメートル、うち1.3キロメートルを蛇行復元することですが、何故その区間を対象としたのでしょうか、また、ほかの区間を対象としない理由は何なのでしょうか。

その上流でイヌイトモ？という希少種が発見され、検討会議で提言された。

- 7 蛇行復元事業にかかる昨年度及び今年度の予算を教えてください。
- 8 蛇行復元のため、蛇行部分を人為的に掘削することですが、掘削しない場合と掘削した場合のシミュレーション等の比較調査はありますか。

下流部に土砂が流出しないかどうかは未調査。考えていなかった。かつての直線化の前後で、土砂の影響評価はやっていない。今後については水深の変化は測量でわかるし、下流には濁度計を設置している。

- 10 直線の河道に水が流れなくなった場合の、現状でそこに形成されている生態系に対する影響についての調査はありますか。また、影響がある場合、どのように評価し、評価根拠は何なのでしょうか。

未調査。評価は、前述のリファレンスサイトとの比較でやって行くと思う。

- 11 御庁では、既に標津川について蛇行復元工事を行ったことですが、この結果はどのようなものなのでしょうか。また、この結果により、釧路川の蛇行復元事業計画の見直し

はありましたか。

試験的にH14.10におこなった。現在、大型マスが確認されている（資料 ・ ニュースレター、資料 ・ リーフレット）。

第3 南標茶地区国営総合農地防災事業について

- 1 対象地区の所有者及び利用権者について教えてください（民間の個人か、国等か）。
34戸。すべて農家で個人（資料 ・ 事業概要）。
- 2 対象地は、いつ頃、どのような理由で営農放棄されたものでしょうか。
営農放棄された土地はない。
- 3 農地防災事業は、どのような目的で、どのような工法で行うのでしょうか。
機能回復による農業生産性の向上。
- 4 農地防災事業についての計画、図面などがあれば、開示していただきたく、お願いします。
資料 ・ イメージ図参照。圖条に排水パイプを差し込み、排水路に流し込む。排水路が釧路川に注ぎ込む直前に沈砂池を置く。工事が終わったら、町と受益者で構成する維持管理団体にその管理を委託する。
- 5 農地防災事業の開始時期、現在の進展状況及びこれまでの予算実績を教えてください。
H14着工、H20完了予定。
- 6 農地防災事業の昨年度及び本年度の予算を教えてください。
総事業費65億円で、昨年度まで2億円、H15年度は4億円。
- 7 農地防災事業について、農家負担金や道や町の負担金等はあるのでしょうか。あるとしたらその金額及び農家一戸あたりの金額を教えてください。
25%は道、残りは国庫負担。
- 8 農地防災事業について標茶町はどのような立場・関心から、どのような意見を述べているのでしょうか。
1戸あたり3200-3500万円の生乳生産額がある（そのうち、工事に対応する部分の生産額は不明）ので町には重要。費用対効果は算出した。
- 9 農地防災事業前の対象地の状況はどのようなものでしょうか。
牧草地。
- 10 農地防災事業の対象地は蛇行復元事業の対象地のすぐ上流部ですが、隣接する地域において土砂流出の原因となる事業を行う（対策として沈砂池や植林を行うとのことですが。）と土砂流出防止の効果あるとされる蛇行復元事業を行うという一見相反する目的の事業を行うことについて、御庁内部で議論はあったのでしょうか。また、その議論の内容はどのようなものだったのでしょうか。
対策をおこなうので、土砂は発生させない方向で考えて行く。（沈砂池で土砂対策は難しいのでは、という指摘に対して）経験則に従い、実証しつつおこなって行く。
- 11 釧路川の水質を保全するためには、有機物及び栄養塩類の流入の防止及び除去が課題だと思いますが、特に大きい負荷源と考えられる酪農農家を対象とした対策として、何か行うのでしょうか。
「家畜排泄物の管理適正化及び利用促進に関する法律」に従い、対策をとる。

第4 その他

- 1 釧路湿原流域及び隣接地域で、御庁が過去に行ってきた主要な事業の概要及びその費用の概算を教えてください。

治水については、資料 ・「釧路川」の「釧路川のあゆみ」と「地図」参照。費用は不明。

農業については、農地開発事業がS45-61でのべ3200ha、直轄明渠排水事業がS47-57でのべ1800ha、開墾建設事業がS21-43でのべ21000ha（資料 ・地図）、これまで累計で130億円？

- 2 現在、同地域で御庁が行っている自然再生事業以外の事業及びその予算を教えてください。

治水では、上流部で堤防築造は継続。農業では、鶴居第1地区の農地防災事業が進行中（資料 ・事業概要）。

- 3 御庁が釧路湿原自然再生事業に関わるきっかけとなったのは、何でしょうか。

H9の河川法改正で、河川法の目的に「河川環境の保全」が加わり、湿原全域を河川法の中で位置づけたこと（H12に全域を河川として追加指定）。その後、「検討委員会」でH13に提言をおこない、自然再生推進法に先駆けて取り組んで来た。

- 4 釧路川右岸堤防は、いつ、どのような目的で設置されたのでしょうか。

S9頃。目的は不明だが、何らかの開発計画があったのでは？

- 5 同堤防による防災効果はありますか。特に、本年の台風・地震の影響はどうでしょうか。

遊水地事業上の流出防止効果は見込んでいる。

- 6 同堤防による湿原の水源に対する影響について調査したことはありますか。また、同堤防設置による湿原の変容はありますか。

現在、観測コウを作って地下水データを取得中。

- 7 同堤防を撤去する予定はありますか。

まずはデータを取得してから検討。問題は、堤防脇の低層湿原がキタサンショウウオの生息地であること。

- 8 なぜ、ラムサール条約締結時である20年前を再生の基準としたのですか。

前掲資料 ・1項で見ると、過去20年間でハンノキが急増するなど急速な変化が見られるため。その前後でどのような外的要因があったかは、データがないため、分析困難。

- 9 直線化の際の残土はどうしましたか。

そばに置いた。今回も残土は近場に置くだろう。

環境省 東北海道地区自然保護事務所 訪問報告

日時：平成15年10月20日

場所：環境省東北海道地区自然保護事務所

ヒアリング先：環境省自然環境局東北海道地区自然保護事務所 次長 鳥居敏男氏

環境省東北海道地区自然保護事務所 施設科長 中野圭一氏

参加委員：塩谷 久仁子（責任者）、坂元 雅行、工藤 一彦、佐藤 光子、高橋 邦明
中野 磨理子、二見 英知（書記）

報告者：二見 英知

第1 釧路湿原の河川環境保全に関する提言について

1 「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」設置以前に、環境省としての釧路湿原の再生を考慮した取り組みはどのようなものがありましたか。

釧路湿原国立公園の管理の過程の中で、再生につながる取り組みというのはあった。ただ、具体的に再生に向けられたものではなく、学術調査等、再生につながるものが行われてきた。

これらは例えば、個別のタンチョウの生息環境の調査等、個別のテーマについての調査であり、釧路湿原全体を見渡して対応を考えたものではなかった。

基本的に、国立公園事業の枠の中で行われていた。

（関連質問）タンチョウの調査は、種の保存法の保護増殖事業として行われていますが、タンチョウの農業被害の防除の調査や、キタサンショウウオの調査についても、種の保存法の保護増殖事業としておこなわれているのでしょうか。

タンチョウの農業被害の防除の効果調査については、保護増殖事業費から一部予算を捻出して、野鳥の会に委託している。

キタサンショウウオは、種の保存法の対象種ではないが、釧路市の天然記念物なので関心種として調査している。

2 「釧路湿原の河川環境保全に関する検討委員会」および提言は環境省内ではどのような位置づけとなるのでしょうか。

検討委員会には、委員として参加してきた。

その中で、環境省は、国立公園や希少野生生物の保護という観点からアプローチをしてきた。

提言は、検討委員会から全ての関係者に対して発信されたもの。

3 環境省として上記「提言」に直接現れていない独自の政策目標を持っているのでしょうか。それは、何ですか。

提言は「河川環境」についてのものだが、環境省としてはそれに限らない。

例えば、森林の保全。湿原の保全を考えた場合、周辺の森林の保全は重要である。

4 提言の中に、「施策の有効性の検証」がもりこまれています。どのように行われていますか。また、今後作成される全体構想との関係はどのようにされる予定ですか。

提言が出たのが平成13年3月。今の段階では、検証が具体的にどのようになるのかというのは未定。検討委員会は発展的解消をしたので、委員会が提言を今後検証してい

くということではない。自然再生事業の検証は協議会に引き継がれ、協議会にデータを含めた結果を出し、そこで検証されていくことになる。

全体構想は、釧路湿原全体についてのものであり、エリア的にも分野的にも範囲が広いが、提言がベースになるものと理解している。

協議会では、検証結果を毎年出し、それについて毎年評価をしていくような形になると思われる。例えば、広里のデータについては、協議会におそらくテーマ毎のサブ・グループのようなものが作られ、そこで採まれることになると思われる。

第2 事業の目標について

- 1 釧路湿原の河川環境保全に関する提言の目標が「ラムサール条約登録当時（1980年）の環境」とされたのはいかなる理由によるものですか。

航空写真で1947年と1977年、1977年と1996年についてそれぞれハンノキの広がり具合を比べると、後者の方がスピードが速く、1980年前後からスピードが速まっているので、その前の段階に戻したい。

また、世界的に登録時点の価値が認められて登録されたので。

- 2 その場合の、「ラムサール条約登録当時の環境」とは具体的にはどのようなものと認識されているのでしょうか。

当時のハンノキの広がり具合、農業センサスによる牛の頭数、土砂の流入などといった点から考えられる当時の環境。

個々の場所については、また個別に目標設定をする。

- 3 そのために、「流域及び河川からの負荷を少なくとも概ね20年前の水準に戻す」ことが必要であるとされていますが、具体的な数値目標なのでしょうか。

当時の水準に戻すために、土砂の流入量については4割減、窒素については2割減が目標である。

- 4 そのための期間は何年間と考えていますか。

やり方によって変わるものなので、何年ということは今答えることはできない。

河川への負荷量を20年前のレベルに戻すことによって、まずは2000年の現状を維持することが当面の目標。

第3 環境省自然再生釧路方式について

- 1 全体について

- (1) 環境省の事業目標として掲げる3つの長期目標と提言における事業の目標とはどのような関係ですか。

12の提言の中には、例えば12番目に「地域連携・地域振興の推進」とあるが、まず、地域の人達の暮らしが確保されていかないと、自然再生事業も立ち行かないので、相反するものではない。両者は矛盾するものではない。精神としては合致したものの。

- (2) 釧路湿原自然再生事業に対する昨年度および今年度の予算並びに事業ごとの内訳を教えてください。また、今後、どの程度の予算を見込んでいますか。

13年度補正予算4億円、14年度は4億円、15年度は3.5億円。それぞれの

年度において繰越が出ている。

16年度は、事務所としては3億円を要望している。繰越が出る見込みなので、それを併せれば実質4億円程度になる可能性がある。

- (3) 目標2：農地・農業との両立についてパンフレットでは、「事業によって地域の生活の安全性・快適性を損なわないことが最低条件」とされていますが、再生事業とはどのように両立させていく計画ですか。

現在そこで営農している人に対して、そこを出て行ってくれというつもりはない。ちょうどその方の代で営農を終わりにするというような場合は別として。

地下水位が上がると作物に影響があるなどということがあるので、一方的にはではなく、話し合いでやっていく。

安全性については、洪水が起きないようにする。

2 再生事業の進め方

- (1) 環境省は、自然再生推進法に基づく釧路湿原自然再生推進事業の実施者となるのですか。

環境省の当事務所が実施者になる。当面は広里事業の実施。他にも達古武等、今後の検討により実施する。

- (2) 事業内容については、検討委員会により12の施策が決定されていますが、それに基づいて環境省自然再生釧路方式の事業内容も決定されているということですか。

まずは協議会を立ち上げて、そこで決められたことに沿ってやっていく。

- (関連質問) 「(仮称)釧路湿原自然再生協議会の設立について」で参加を呼び掛けているのは、誰が実施する何の事業についての呼び掛けなのでしょう。

「(仮称)釧路湿原自然再生協議会の設立について」で呼び掛け人として名を連ねている機関・団体は、実施者になると意思表示したものである。

河川環境や広里等に限定されない、もっと広い釧路湿原再生の事業である。事業の内容を12の提言と比べると、「生態系の機能向上」「自然再生への市民参加の推進」「保全と利用の普及啓発」というところが異なっている。

- (3) 決定された各事業の進め方について、例えば環境省の自然再生釧路方式のようなシステムで各関係省庁が統一されていますか。

統一といっても、合意の文書があるなどということではない。

大きな進め方としては一致していると思う。

- (4) 現在、釧路湿原の再生計画については、各省庁のホームページで個別に確認する必要がありますが、情報の公開という観点から、どのようにお考えですか。

各省庁で別々に予算を取っていたことなど、これまでの経緯から、どうしてもそうならざるを得なかった。

今後、協議会が立ち上がれば、協議会としてのホームページも必要になってくると思う。協議会での議論による。

- (5) 自然再生協議会が10月に開催されるとのことですが、今後どの程度の頻度で開催されるのですか。

10月はもう日程的に無理なので、11月のどこかで開催する予定。

頻度は今の段階では決まっていない。

(6) 自然再生協議会が作成した全体構想については、協議会のものとしてホームページが作成される予定はありますか。

協議会のものとしてホームページが必要になってくると思う。ソフトについて議論するようなサブ・グループも設けられればよいと思う。

ホームページ以外にも、協議会としてのパンフレット等も必要になってくると思う。

(関連質問) 協議会の設立準備室はどこに設けられているのでしょうか。また、事務局はどこが担当するのでしょうか。

協議会の設立準備室は、釧路地方合同庁舎の共同の会議室に設けている。そこにパソコンや電話、ファックスをおいている。

事務局をどこが担当するかは協議会が決めることであるが、呼び掛け人として名を連ねた内のどこかが共同で担当することになると思われる。事務局が立ち上がるまでは呼び掛け人が発起者ということで担当することになる。

3 具体的事業について

(1) 事業内容として、バッファとコアに分けるとのことですが、バッファで行われようとしている再生事業とは直接関連しないコアエリアの課題としてはどのようなものがありますか。

ハンノキの広がりスピードが、自然な推移を遥かに超えたスピードとなっている。

タンチョウの営巣地が飽和状態となっているので、他に分散させていかなければならない。

釣り人やエゾシカが入ってきて、タンチョウの繁殖に影響を及ぼしている可能性がある。

(2) 流域全体について、自然環境情報図を作成しているようですが、各関係機関と連携して行われているのですか、それとも、環境省が独自に行っているのでしょうか。

環境省が中心となって作成しているが、必要な情報は他の関係機関から提供を受けている。

例えば、河川に関する情報は、国土交通省等から得ている。

航空写真は市役所からもらっている。

(3) 湿原全域調査について

湿原全域詳細植生調査は外部機関に委嘱しているのですか。

民間のコンサルタントと請負契約を結んでお願いしている。

民間コンサルタントは、学識経験者の協力（現場に来て指導してもらうことも含めて）を得ながら調査を進めている。

野生生物調査については、どのような計画で行われるのですか

野生生物調査は環境省で行っていますか。

環境省だけでなく、関係各省庁により調査がされており、今も継続している（第1期は昭和63年から平成4年、第2期、平成5年から平成9年、第3期は平成10年から平成14年、第4期は今年度から）。

タンチョウ、キタサンショウウオ、ウチダザリガニ等、指標になる生物を調査している。（予算の関係で関心種のみピックアップせざるを得ない。）

(4) 広里地域について

広里については目標を1960年代後半に再生するとしていますが、その場合の、農地造成前の姿というのは、何らかの具体的基準、数値目標がありますか。

広里地区本来の植生に近いと思われる標準区（リファレンスサイト）を設定し、そこに植生を近付けることに目標を置いた。

環境調査は現在いかなるスケジュールで行われていますか。

実務会合に諮って、今年はどういう調査をするか決定している。

今年行われているのは大きく分けて3つ。すなわち、全域での継続的な地下水調査、試験区での検証、事業地以外の地下水の観測、である。

今後新しい調査をしようとするれば、協議会に図ることになる。

地盤掘り下げ試験の結果はどのように今後の計画に反映されましたか。

今まさに行われたところであり、まだ結果が出ていないのでこれからということになる。

なお、今後、地下水位を上げることも考える必要があると思う。（具体的な方法は別途問題ではあるが。）

ハンノキの成立、拡大要因は現在どのように考えられていますか。

ハンノキについてはまだ分からないことが多い。明確な要因はまだ不明である。

ハンノキは、種で増える場合と株立ちで増える場合とがある。

航空写真を見ると、流入河川の当たりから増えているので、大雨の時の土砂の流入等が原因とは推測される。ただ、それが当てはまらない場合もある。

ハンノキ伐採試験の結果は今後の計画にどのように反映されるのですか。

これも今年の2月に行われたばかりで今まさに経過を見ているところであり、今後の結果を見てからということになる。

（5）達古武地域について

NPO法人トラストサルン釧路との連携はどのようなスケジュールで行われていますか。

今年度中に基本プランを作成することになっている。

トラストサルンが作成しているが、当庁とのディスカッションを経ている。

（関連質問）トラストサルンではなく環境省が取得している土地もあるとのことですが、そこもトラストサルンと一緒に進めてもらうのでしょうか。

トラストサルンの方で作る基本プランは、達古武全体の森林作り計画であるから、環境省が取得した土地も基本プランの対象には入っている。

ただ、基本プランの中で、具体的な進め方がどうなるかは分からない。自然の状況が違うから（環境省が買ったのは、カラマツ林）、同じ手法を採れないことも考えられる。

達古武地域の湖沼（達古武湖、塘路湖、シラルトロ湖）の調査について河川の現状を調査している国土交通省との連携はどのように行われているのですか。

調査データをいただいている。

調査結果は今後どのように反映される予定ですか。

達古武沼の水質は非常に重要。達古武周辺の自然再生の基本情報となる。

林野庁で行っている標茶町雷別の森林の再生事業とはいかなる連携がとられていますか。

検討委員会の中で、議論をしてきた。

（6）塘路・茅沼地域について

湖沼の水環境の悪化の原因についてはどのようにお考えですか。

栄養分の流入や、大雨時の釧路川からの逆流による土砂の流入等。

この地域においては、国土交通省が蛇行復元事業を行っていますが、国土交通省の事業とは何らかの連携、情報交換等が行われていますか。

検討委員会で意見交換をしてきた。今後は協議会で。

(7) 久著呂・幌呂地域について

現在、この地域については、調査中とのことですが、どの程度の調査が現在行われていますか。

課題の抽出の段階。各地域毎に、どのような問題があるかにつき、昨年調査を行った。課題が何かについてはまだ絞りきれていない。

「釧路湿原の自然再生に関する関係機関・団体の取り組み」と題する表によれば、幌呂川地域における調査は、国土交通省も行うとされていますが、この地域の調査については、国土交通省とはいかなる連携が予定されていますか。

一本の河川であるから、バラバラなことをやってはならない。

協議会の場で話し合っていく。

(8) 温根内・北斗地域について

現在、この地域については、調査中とのことですが、どの程度の調査が現在行われていますか。

同じく課題の抽出中。

4 その他

(1) 釧路湿原国立公園事業予算は今年度はどの程度ですか。

別紙参照。

(2) 釧路湿原国立公園事業予算と自然再生事業予算はいかなる関係にありますか。

国立公園事業予算の中に、国立公園整備費が含まれ、国立公園整備費の中に、自然再生事業予算が含まれている。

(3) 国立公園事業と自然再生事業との連携はどのようなものですか。

国立公園の中及びその周辺で自然再生事業を行っている。

国立公園からあまりにも離れた場所については、国立公園整備費を使う以上、補助事業であればともかく、直轄では難しい。

そもそも、国立公園事業については、「保護」は規制、「利用」は事業化という形であったため、再生について事業化するのは実務上困難な面があったが、自然再生事業としてそれが行いやすくなった。

釧路国際ウェットランドセンター（「KIWC」）

日時：2003年10月20日14時

場所：釧路市役所2階会議室

ヒアリング先：釧路市環境部環境政策課課長 兼 KIWC 事務局次長 名塚 昭

釧路市環境部環境政策課課長補佐 兼 KIWC 主幹 木村 俊宏

参加委員：長崎 玲、佐和 洋亮、鈴木 健司、武田 昌邦、大川 淳子、最上 健太郎

報告者：最上 健太郎

第1 KIWC について

1 KIWC の概要

(1) 設立の経緯および主な業務

KIWC は、1993 年に釧路市で開催されたラムサール条約の第 5 回締約国会議（「ラムサール会議」）を契機として、1995 年に設立された。すなわち、ラムサール会議においては釧路市民がボランティアで通訳や案内（エクスカーション）などの活動を行ったが、このような協力活動を会議の機会だけで終わらせてしまうのは惜しいということになり、湿地保全と国際交流のための活動拠点として KIWC が設立されたのである。かかる設立経緯および以下に述べる組織、構成員等を踏まえると、KIWC は「半官半民的組織」であるといえる。

KIWC の主な業務としては、国際協力事業団（「JICA」）の湿地生態系保全に関する研修の実施、湿地保全や渡り鳥保護等に関する国際会議・ワークショップの開催、個別テーマについて調査研究を行う技術委員会の組織などが挙げられる。KIWC の概要について別紙 1 参照。

(2) 組織

KIWC は、現在は任意団体であるが、将来は財団法人化を目指し、そのため会則等を定めている。2003 年 5 月 22 日改正の会則について別紙 2 参照。

会則によると、KIWC の組織としては総会、理事会、技術委員会、運営協議会、主管者会議および事務局が存在する。

総会は毎年 5 月に開催され、理事会は総会の直前に開催される。KIWC の構成員および役員は別紙 3 の通りであるが、ほぼ共通している。

技術委員会は 3 年に 1 つ程度の割合で設定される個別テーマに沿って構成される。

2001 年度から 2003 年度のテーマは「湿地及びその環境の修復・再生の試み」である。

技術委員会の 2002 年度の活動報告について別紙 4 参照。

運営協議会は関係官庁等の代表者により構成されるが、現在開催されていない。主管者会議は関係官庁等の担当課長級の会議である。

事務局は釧路市役所内に設置されている。

(3) 財務状況

KIWC の 2003 年度の予算案については別紙 5 参照。収入の 5 割以上を占める負担金約 738 万円のうち、約 700 万円は釧路市が負担している。

(4) 他団体との関係

KIWC の活動は、上記した設立の経緯、構成員、負担金の状況などからうかがえるよ

う、事実上釧路市が主導している。

周辺市町村との関係は、理念的な部分は一致しているといえる。実際の貢献に関しては、各市町村によって人口規模、財政状況、設備が異なるゆえ、それぞれの特性に応じて行うことになっている。

釧路湿原の保全活動を行っている NGO とは、つかず離れずの関係を保っている。ラムサール会議の翻訳グループである国際交流ボランティアからは、KIWC が開催する国際会議に協力をしてもらっており、また霧多布湿原友の会などからは、自然観察の際に適宜協力してもらっている。

2 KIWC の活動

(1) 「湿地の保全とワイズユース」について

KIWC の活動目的に掲げている「湿地の保全とワイズユース」とは、ラムサール条約におけるのと同様、持続可能な利用、自然と調和した利用、を意味するものである。

湿原と農業との関係について、湿原で農業を行おうとすれば湿原の保存とは相反関係が生ずるかもしれない。もし農業を行うとしても、湿原に適合的な方法によって行うこととなろう。現在行われている酪農について、湿原であることはプラス要因にはならないと考えている。この点は、周辺地域との調整という文脈で対処していきたい。

観光（エコツーリズム）と湿原の保全との関係について、車両乗入禁止区域を増やせないかという指摘があるが、かかる規制は自然公園法に基づくものゆえ、KIWC の管轄外である。また、かかる規制を自然再生推進法に基づいて行うという声もあるが、実現できるかは未知数である。

釣りやカヌー体験など「湿原の積極的利用」と湿原の保全との関係については、ガイドラインを作成することで両立を図ることを考えている。厚岸では 1 日のカヌー数を制限するなどの対応もとられているが、釧路湿原についてはガイドラインによって利用者のマナーを向上させることで対応したいと考えている。

(2) KIWC の携わる研修・会議・研究

研修は、JICA と協力して行うエコツアー研修が多い。このような研修は、募集は JICA が行い、内容は KIWC が決定する。

会議は、大きいものは 5 年周期、小さいものは毎年開催されるが、KIWC の趣旨に合致するものについて、ロジスティックス面で協力する。会議の性格としては専門家の研究発表など公開フォーラム的で、市民の啓蒙を目的としたものが多い。

湿原の生態系に関する研究・調査は技術委員会が行っている。同委員会の成果は活動報告書として発表され、かかる報告書は関係機関、教育機関および地域の希望者に配布されている。1998 年 3 月に「湿原生態系の保全 - 河川流水・湧水の環境調査報告 - 」と題する報告書、2001 年 3 月に「道東湿地群をフィールドとする環境教育」と題する報告書をそれぞれ発行している。また、KIWC の携わった環境プログラムについての報告を、ニュースレターの形で配信している。このような活動により、ラムサール条約の主眼のひとつである「研究成果を地元で活かす」ことが果たされていると考えている。

(3) 周辺住民の湿原に対する認識

従前、釧路湿原は住民から「谷地」とも呼ばれていたが、昭和 62 年の国立公園化および 1993 年のラムサール会議により、湿原は人を呼べるものであり、これを守る必要があるという意識が住民に芽生えた。また、近時の意識調査においては湿原が豊かな環

境を支えるものとして挙げられ、湿原は市民の誇りであり、市民が湿原を守っている認識であることが明らかとなった。(なお、列島改造論の一環として 1973 年に釧路地方総合開発促進期成会および釧路湿原対策特別委員会により作成された「釧路湿原の将来 - 開発と自然保護に関する釧路地方住民の意見 - 」と題する文書において、海岸線より 6 キロメートルまでは住居用として開発対象となるが、その奥は保護すべきことが記載されている。)

3 KIWC の国際協力活動

(1) 国際協力活動の意義

KIWC は、「湿地保全に関する地域レベルの活動を通じて国際協力活動を展開」することを活動目的として標榜している。これは、地域の自然は地域で守ることが原則と考えていること、および地域レベルであれば国家間の自然保護とは異なる協力関係を築けると考えていることによる。これまで、地域レベルにおける国際交流は姉妹都市間でのものはあったが、姉妹湿原の提携を行うなど、自然保護を主眼として国際交流を行ったのは KIWC がはじめてと考えている。

(2) 国際協力活動の概要

KIWC は JICA 主催の活動の受け入れを多く行っている。これは、JICA が十勝において産業面の視察、釧路において自然面の視察を行うプログラムを組んでいることによる。釧路には、これまで東南アジア、中南米およびアフリカの諸国の方々が視察に訪れている。これらの国々が抱える個別的な問題は、砂漠化など釧路湿原におけるものとは異なっているが、農業との関係および観光との関係に取り組む必要があるなど、根底に流れる問題はそれほどかわらないと考えている。自然保護と農業および観光との関係について、釧路がどのような取り組みをしてきたかを示すことが、視察に応じる際の 1 つの目的であるといえる。

(3) 国際協力活動を通じて抱いた認識

オーストラリアは、工業開発が進んでいた湿原を再生する問題に取り組む点で、現在釧路湿原が直面しているのと同様の問題を抱えていたが、日本に比べ対応が進んでいると感じた。またオーストラリアのウェットランドセンターは設備・人員の規模が大きかった。

国際協力活動については、その過程で人のネットワークが生まれる点にも意義があると感じている。

第 2 自然再生推進事業について

1 釧路湿原における自然再生推進事業に対する KIWC の関わり

現在釧路湿原において進められている自然再生推進事業について、2003 年 11 月ころに協議会の構成員募集がなされると聞いている。KIWC としては、これに応募する予定である。KIWC の関わり方としては、大枠的には、湿地保護の視点からどのような関わりができるか、どうしたら「再生」という方向に持っていけるかについてアドバイスしていきたいと考えている。

KIWC が参加することにより、KIWC の持っている行政的な立場と専門知識、経験を有する立場の双方から見解を述べることや、教育面への関わり、市民参加への橋渡しの役割を果たすことができるのではないかと考えている。これまで、地域の人々は湿原を

保護する = 何もしない、で足りるという認識でいた。しかし、人間の活動領域が広がっていることもあり、現状を維持するためにも努力は必要である。KIWC としては、市民一人一人が「自分が何かをしなければならない」と積極的な意識を持てるように活動できればよいと考えている。

2 釧路湿原における自然再生推進事業について

再生計画の進め方について感じているところは、従来であれば、どのような方法をとるかは国が単独で決めていたところ、自然再生推進事業については専門家や住民の意見を反映する方針がとられている点が評価できる。

具体的な再生計画について、再蛇行化は再び自然に手を加えることであり、再蛇行化すればもとの自然が取り戻せるという認識は持っていない。直線化したことによって生じた問題は、土砂が湿原のコア部分に入ってしまったことにある。このことを改善するため、現状にあった最善の方策が、じっくり検討されるべきと考えている。本当に守る必要のあるコア部分のためには、周辺部分に手を加え、その様子を見たとうえで、コア部分への対応を検討することも1つの手段ではないかと考えている。

第3 釧路湿原周辺の他の湿原の自然保護について

別寒辺牛湿原、厚岸湖、霧多布湿原についても、釧路湿原と差をつけずに保護活動を行うというのが目標である。

根室地域にある風蓮湖にはネイチャーセンターがあり、ここはエクスカージョンの道程に組み込まれている。同所とは連携を取っているものの、具体的な働きかけはしていないのが現状である。ただ、ラムサール条約登録湿地ではないから働きかけはしないというわけではなく、要請があれば協力するつもりでいる。

矢白別演習所内での砂防ダム建設によってイトウの産卵地が破壊され、厚岸の牡蠣やアサリに影響が及ぶおそれがあるという問題については、各自治体に対応すべき問題で、KIWC として取り組むべき問題ではないという認識でいる。

霧多布湿原のうち、エゾカンゾウ観測木道のある地帯が売り出されている問題について、KIWC としてトラスト運動は行っていない。財政上の問題もあり、現在の KIWC としては取り組み難い問題である。

標茶町役場

日時：平成15年10月20日午前10時30分より

場所：標茶町役場

ヒアリング先：標茶町企画財政課長 佐藤吉彦氏

標茶町商工観光課長 佐藤啓一氏

標茶町農林課長 池田裕二氏

標茶町商工観光課観光振興係長 類瀬光信氏

標茶町農林課農村整備係課長補佐 浅井日出男氏

担当委員：西岡文博、田中清治、井口敬明、二関辰郎（責任者）、尾本太郎、福田寿男

報告者：白木 淳二

1 環境省の自然再生事業

(1) 環境省のホームページによると、塘路・芽沼地域では、シラルト口湖、塘路湖等における水生植物種の現象等の実態把握と水質との関係などその原因解明を目的とした調査を実施することになっているようですが、この調査への町の関与はどのようになっていますか？ 調査の進捗状況はごぞんじですか？

環境省の調査に関しては湿原の3湖沼が対象になっていると聞いていますが、今年度は違古武地区がまず対象となり、それ以外は翌年以降なされるということだけを把握しています。現段階ではそれ以上具体的には環境省から聞いていません。

(2) これらの湖の周辺地域からの生活廃水、温泉排水、栄養塩類の流入状況を町として把握されていますか。

塘路地区では下水道があまり普及しておらず、何箇所からか生活廃水が排出されているのを把握しています。下水道の普及が望まれているが、集落形成状況や住民の負担の関係で、早期実施は難しい状況です。温泉排水については茅沼地区から数箇所から排出されているであろうことを把握しています。栄養塩類というのは家畜の糞尿等を指すと理解していますが、標茶町に限らず流入しており、環境に悪影響があるだろうと考えています。町としては、自助努力を求める姿勢です。

(3) 上記(1)の調査結果を踏まえて、環境省では、上流農地との間に緩衝地帯（樹林化・湿原化等）を設けることも含め、原因に対応した対策を検討することになっています。対象となる農地や緩衝地帯の候補地について、地図を用いてご説明いただけますか（面積、関連する農家数、所有関係、土地の現況等）。

緩衝地帯については、環境省から具体的な話を全く聞いておらず、場所も想定できません。緩衝地帯においてどのような施策を行うのかもわかりませんが、もし何らかの管理をすれば、対象地域としては、上流部及びその隣接地帯の全体（集水域の全体）とするのが望ましいと思われれます。

しかし、かかる土地の大部分が民有地です。この地域の土地は非常に細かく分割され、不在地主も多く存在して権利関係が不明確になっています。細かく分筆された土地のどの部分を誰が所有しているのかの確定は極めて困難で、費用もかかります。緩衝地帯形成においてはこれらの地主の協力も必要となります（もっとも、各不在地主自身がどこに自分の土地があるのかを正確に把握しているわけではないので、国が何らかの政策を

打ち出すことを決定し、それを告知したとしても、実際には不在地主等から反対運動等が起こることなども考えにくいと考えられます。

- (4) 緩衝地帯を樹林化ないし湿原化することについて、その有効性、必要な予算等についてご意見があればお聞かせください。

有効な手段の1つであるとは考えています。予算については当然まだ考慮されていません。

- (5) 環境省ホームページによると、地域の水生植物を活かした生活廃水、温泉排水の屋内浄化試験を実施することになっており、地元ベンチャー企業や標茶高校との連携が図られることになっていますが、この試験の実施状況・進捗状況をご説明ください。

環境省が100万円以内の財政的支援を行い、植物の根を使った廃水等の水質浄化について実験がなされて成果が認められ、実験は継続されています。これは環境に負荷がなく、大型施設も不要の、自然の治癒力を利用したものです。

釧路川水系の水質調査に関しては、地元市町村を含めた協議会が作られ、湿原の支流において、約20点において定点的な調査が春頃に集中してなされました。このような調査は10年以上続いています。調査結果については、冬季の凍結や融雪による水量等の影響を受けて数値が変動します。ときには飲料水源に適さない数値にもなります。このため、原因の一つと考えられる家畜糞尿に関する施設整備や、散布時期を土壌凍結時期以後は控える等の呼びかけを少しずつ行っています。平成11年11月に家畜糞尿処理に関する法律が作られ、5年の猶予期間内に施設面の整備をすることになり、管理方法が明確に規制されました。ただし、農家の負担もあるため、急激な実施は困難と理解しているので、緩やかに取り組んでいきたいと考えています。

- (6) 環境省ホームページによると、シラルトロキャンプ場の撤去等も検討されているようです。町のホームページによると町政執行方針(H15.6)中で、シラルトロキャンプ場につき、3か年の予定でミニビジター機能を持ったエコロジーキャンプ場として再生することになっています。撤去と再生の関係(移設?)を地図等を用いてご説明ください。

シラルトロキャンプ場の撤去移設は再生事業に関連して町が推進しています。このキャンプ場は当初利用者も多かったが、夏の最盛期に水没することがある等により利用者が減っており、町としては再生事業以前からキャンプ場の場所を変えたいと思っていました。そこで再生事業にのせて、現在のキャンプ場を自然に戻し、水没のおそれのない近接高台に移設して自然学習や自然観察もできるようにすることを推し進めています。

- (7) キャンプ場の移設と自然再生事業との関連を窺いたいのですが、水没地にキャンプ場があると土砂の流入等が起こり、それゆえキャンプ場の移設は土砂流入防止等の効果をもつために釧路湿原の再生に寄与するといった関係にあるのでしょうか。

水没したからといって土砂流入が起こっているわけではなく、キャンプ場の移設は土砂流入防止目的とは関係がなく、再生事業とどのように関連するかは環境省の考えにも委ねている状態です。町としては国立公園内の施設整備を環境再生にも関連づけて行いたいと考えています。再生事業と関連させることで町の負担を小さくしつつ事業を進められるので、町として強い要望をもってこれを推進しているのです。三省庁が再生事業に関わり、役割配分等もあるかもしれませんが、町の活性化に繋がるのであれば、相手がどこであるうと関係ないと考えています。

- (8) 上記(6)の計画はいつからあったものですか。予算はどのようになっていますか。

計画は再生事業の構想以前からありました。再生事業について、町単独の予算はありませんが、キャンプ場の移設に関する移設先の撤去等は再生事業に含まれないため、330万円をかけて町が行うことになっています。

2 北海道開発局の蛇行河川の回復計画

(1) 北海道開発局では蛇行河川の回復計画を持っているようですが、対象となる地域について地図を用いてご説明ください。

(地図を用いて説明がなされた。釧路川のシラルトロ湖の北側部分で直線化がなされた部分である。)

(2) かつて蛇行していた河川を直線化した時期、その植生への影響等について資料があれば、資料にもとづいてご説明ください。

昭和48年から55年の7年間で直線化の事業が行われました。この植生への影響については手持ちの資料がありません。

(3) 上記(2)について、河川を直線化した際、町民の生活・町の産業について、短期的・長期的に、それぞれどのようなメリット、デメリットをもたらしましたか。

直線化のメリットとしては、流域の水位を下げて冠水を避け、上流地域の農家の食糧生産に資することと理解しています。デメリットとしては、直線化をなす時期には当然認識していませんでした。その後の影響についても資料があまりありません。塘路湖でのわかさぎ漁獲量も年によって上下しており、何が原因か判然とせず、直線化だけが影響しているとは言えません。但し、湿原の環境を守るという観点から、湿原のこれ以上の乾燥化は好ましくないと考えています。そのため、これに対する処置として国が蛇行化事業を進めるのであれば、それはそれで理解できるという状態です。

(4) 増水したときには三日月湖化した旧河道にも水が流入しており、また、新河道についても中州が森になっていて新たな環境ができている、湿原環境に寄与するのは河よりもむしろ湧水ではないか、等の観点から、蛇行事業自体に対して疑問視する意見もあるようですが、町としての見解があればご説明ください。

再生事業に関しては専門家も参加して提言がなされていますので、それ以上のものを町として専門的にコメントすることはできません。

(5) 芽沼地区では、湿原に戻りつつある国営農地868ヘクタールを再び乾燥化させて農地に戻す事業(農地防災事業)が65億円かけて行われるという報道もあるようですが、農地防災事業の対象地域、進捗状況などについて把握されているところをご説明ください。

(対象地域は地図により説明がなされた。)現在農地として使用されていない土地にまでこの防災事業が加えられようとしているとの批判がありますが、この事業は利用され、かつ機能低下している土地のみを対象としています。

進捗状況として、平成8年から12年において調査計画を実施し、説明会等を経て平成14年に土地改良の認可を得ています。その後は用地確定測量等を行っています。事業の実施はまだなされていません。

(6) 上記(5)について、国営農地の町にとっての重要性を具体的にご説明ください。また、農地防災事業の事業化の経緯をご説明ください。

農地防災事業は、明渠排水路の機能の保全回復と農地保全の目的で行われます。該当農地は昭和46年より土地改良を進めたが、湿地部に戻ってきています。泥炭地であり、雨が降ると一面水浸し状態になり、農業ができない状態になっています。そのため、事

業により排水路の機能を回復させて水位を低下させ、元の農地に戻そうとしているのです。排水路の改善は本来各農家が自己負担で行うものですが、町の基幹産業は酪農であり、他は適さない土地ですので、農地防災事業として基盤整備を図ろうとしているのです。酪農農家は地域に34戸あります。この地域は事業で基盤を整備してきた経緯があります。しかし、3年から5年で湿原雑草が生えることも多く、雨で冠水するなどの湿地化が進むなど酪農経営に不安が積みまっています。

(7) 事業の実質は土地改良という印象をもちますが、土地改良事業として行くと農家自身の費用負担の問題が出てくるが、防災事業として行くと農家の費用負担なしでできるという違いが出てくるという理解でよろしいですか。

そのとおりです。

(8) 湿原の乾燥化を防ぐための蛇行事業と湿原を乾燥させる農地防災事業は矛盾した行為ではないかとの指摘もありますが、町としてのご意見があればご説明ください。また、NGOや地元の建設業者などの意見で把握していることがあれば教えてください。

上流部である農地周辺地域では水位を下げ、蛇行化がなされる下流部では水位を上げようとしていますが、上流部と下流部の違いがあり、矛盾はないと考えています。

(9) 蛇行事業の国等の予算についてご存知のことがあれば教えてください。

農地防災事業については約65億円ですが、蛇行化事業については町の事業ではなく、把握していません。

(10) 蛇行事業や農地防災事業への地元の建設業者の関与状況をご存知であれば教えてください。

地元の建設業者が直接事業を受託することはなく、孫請的な仕事での関与に留まっています。

3 町の協力体制等

(1) 国が進めている釧路湿原の自然再生事業について、標茶町として協力体制を敷くためにとっている体制(担当部署、人員等)をご説明ください。

特別の協力体制は設けておらず、専任の人員もありません。必要に応じて人員を配置する態勢です。

(2) 国が進めている自然再生事業に関連して町として何らかの予算措置をとっていますか。あるいは国ないし北海道から何らかの補助はありますか。今後の計画はありますか。

前述の通り、再生事業について、町単独の予算はありません。キャンプ場の移設に関して、移設先の撤去等に330万円の予算が既に承認されています。

(3) 町の産業についてはホームページに統計がありますが、だいたいの産業別収入割合のデータはありますか(農業、畜産業、建設業、観光業等の各収入のだいたいの割合)

農業3割、工業4割、商業3割です。建設業は工業に含まれるが、農地を維持するような作業を継続して行う業者はありません。

(4) 上記環境省および北海道開発局の各事業の町行政にメリット、デメリットについてのご意見をお聞かせください。

前述の通りのメリットがあると考えています。デメリットとしては、農家が水位上昇を心配している点を挙げられますが、これは国のほうで蛇行化の工法等で対応してもらえば問題ないと考えています。

(5) 町民ないし地元企業等を含む関係人は、各事業について、それぞれどのような立場、関心からどのような積極意見、消極意見を述べていますか。

特に意見を聞く機会を設定しておらず、地元の意見を直接受けてはいません。ただ、アウトドア産業は注目しているようです。

(6) 自然再生事業について、国に対する要望等が何かあればご説明ください。

国は関係三省がそれぞれ動いているようですが、対応する(標茶)町は1つなので、国として連携して動いてもらえるとありがたいと考えています。

NPO法人トラストサルン釧路

日時：平成15年10月19日午前8時より午後5時ころまで

場所：下久著呂農地防災事業地、南標茶農地防災事業地、茅沼・釧路川再蛇行予定地、環境省・トラストサルン釧路達古武地域自然再生事業対象地、広里・環境省自然再生事業地及び上記付近の関連地域数箇所

ヒアリング先：NPO法人トラストサルン釧路理事・事務局長 杉沢 拓男

NPO法人トラストサルン釧路理事 富井 隆

釧路公立大学教授 小林 聡史

参加委員：佐和洋亮、正國彦、浅井平三、坂元雅行、工藤一彦、二関辰郎、佐藤光子（東京弁護士会）、塩谷久仁子、土屋明、高橋邦明

1. 出発の前に

これから釧路湿原の集水域を約9時間ほどかけて回ります。集水域は阿寒山系、屈斜路湖に囲まれた地域で中小河川が多くあり多くが河川改修されています。釧路川の西に位置する阿寒川周辺には森林が多く残っていますが、釧路川周辺や釧路湿原は平原や原野が広がっており、森林は屈斜路湖付近に少しあるだけです。

今回の視察で釧路湿原の集水域が分かります。また、茅沼の釧路川の蛇行復元予定地や達古武地域の植林等の自然再生事業、広里地区の環境省の自然再生事業地等に行き実際に現地を見ます。全行程で約150キロほどになります。

国立公園は湿原がほとんどで周辺の丘陵地域は普通地区が多く保護対象となっていません。

中小河川の中流域は農地に改良されているところが多く乾燥化しており土砂が河川に多く流入しています。

釧路湿原は、ヨシの多い湿原でしたが近年はヤチハンノキという木が多くなっており、原因は土砂の流入の影響等と考えられています。

2. 雪裡川を見下ろす丘で

タンチョウ鶴が見えますが、この時期は飼料用に栽培するデントコーンの収穫期でコーンの取りこぼしを狙ってタンチョウ鶴が畑に飛来します。雪裡川は冬季も凍らないためタンチョウ鶴の絶好の住処となっており、現在も畑周辺に多くのタンチョウ鶴が飛来しています。2羽のタンチョウ鶴が今目の前を飛んでいきましたが、こんなことは珍しいです。

雪裡川は、河川改修の結果直線化されましたが、土流域からの土砂の流入が激しく河川改修した河床が土砂の堆積で上がり、川の中で蛇行するようになりました。以前にも周辺の農家から農地の排水が悪くなったと苦情があり、浚渫したのですが多量の土砂の流入により効果が上がらず半年もたつともとに戻りました。現在は天井川になっています。周辺にも河畔林の跡である林が見えますが、もともと2本あった川を一本化したのが現在の川です。

周辺の農地は泥炭地という土質やもともと湿原であった場所で、雪裡川の土砂堆積で水はけが悪く農業はあまりうまくいきません。

作物は牧草ですが、今緑色に見える土地は牧草地になっていますが、茶色の土地は放棄地です。農地の半分はこのような放棄地です。

水はけが悪いため牧草地では牧草と一緒に湿原性の植物も生えだすこともあり、このような植物は良い牧草ができないそうです。そのため農地が水につきり湿原性の植物が生えだすと農家はその土地での牧草の刈り取りをやめ放棄してしまいます。その結果湿原に戻っている農地も多いです。

農家は土地を拡大し多くの牧草を栽培して牛を飼いたいと希望していますが中々うまくいっていないようです。農家の後継ぎもいない人が多く、農地防災事業に関しても半数が役所のいうことだからということで同意をしたとも聞いています。川の上流は浸食を防ぐため三面張りに改修されている場所も目立ちます。

3．途中の林で

釧路湿原周辺の人工林の手入れはかなり悪いです。本州では杉の植林が問題となっていますが、北海道ではカラマツが問題となっています。カラマツは北海道原産ではありません。カラマツは成長が早いというメリットがありますが、現在手入れをする人がおらず、成長しても材木として使い道がありません。

牛の糞尿の問題も大きいです。釧路湿原では酪農が盛んですが、牛の数は人間に換算すると300万人にも匹敵するそうです。そしてその糞尿は未処理で河川に流入しており、時には水道水に臭いがつくほど汚染される場合もあります。今年から家畜の糞尿を屋根のある小屋に収集し無造作に放置してはならない旨の法律ができましたが、農家にとっては一つの小屋を造るだけで多額の費用がかかり、平均して1戸の農家が約数千万円ほど借金があることに鑑みると過大な負担です。糞尿はトラクター等を使用して収集しています。

4．チルワシナイ川

5．作業道、土質について

釧路湿原の周辺は落葉広葉樹が自然林となっていますがこれらが皆伐され、現在が荒廃した二次林が目立っています。また、土砂や森林から木材を採取するため作業道が敷設されていますが、ここが崩れて大量の土砂が河川に流入しています。

釧路湿原の地質は表土が30センチくらいで他は主に火山灰です。雨の浸食に弱く、少ない雨でも多量の土砂が流れやすくなっています。

6．下久著路地区の農地防災事業地について

下久著路は過去湿原を農地化しました。その後周辺の河川に多量の土砂が流入し農地の水はけが悪化し、農地に水が残るためトラクターを使用して牧草を刈ろうとしてもトラクターが水につきり横転する危険性がでました。そこで農地の水はけをよくしトラクターが横転するという「災害」を防止するため「防災事業」が開始されました。

農地には地下に暗渠（土管を造り周辺の水が土管に流入するようにする）を造っています。暗渠から明渠に水が流れることで水はけをよくしています。

この周辺の事業費は新聞報道では約30億円ということです。近くには通常の水路がありますが今も水が溜まっており雨が降るとあふれます。大きい明渠を造ったところもあります。その明渠の上には農地を結ぶ橋もかかっています。

この周辺には、川もありますが農地開発のため数本あった川を一本にまとめたりしてい

ます。丘の位置関係等からこの辺りの土地は水が溜まりやすくなっています。ここの明渠に暗渠から水が流入し、今も水が出ています。暗渠は10年位たつと土砂が土管に入り込んでダメになってしまいます。

農地防災事業は開発局釧路農事事務所がやっており所轄は国土交通省です。ここでは農林水産省の杭が確認でき農林水産省が事業をしているようです。今居る土地ではアカザという草が少し生えています。この土地は客土をしており湿原付近の丘から土を入れていません。泥炭の上に客土をしても泥炭は柔らかいため客土が沈下し水はけがわるくなって再び湿原に戻ります。泥炭地は枯れ草が十分に分解されずそのまま何メートルも堆積するような土地です。肥料は堆肥肥料が多いです。

防災とは水害等をイメージしますがトラクターの横転回避も災害なのか疑問があります。ただ防災事業であれば環境アセスメントも不要でやりたい放題やっているような雰囲気があります。防災事業であれば農家負担がなく、農地開発事業であれば農家負担があるように聞いています。この付近も道路を作ったり農地を開発しましたが水が溜まったりしています。

タンチョウは最近数が増え農地に依存してたり人馴れしたものも目立っています。

7. 久著呂川について

河川改修の結果、中流域から湿原までほぼ直線化しています。上流には堰堤も設けられ魚も上がれなくなっています。前回の台風の結果崩れた箇所を修繕する工事が行われています。釧路湿原に流れこむ川は丘陵と丘陵の間を流れ湿原に入ってくる特徴があり、この川沿いに細長く湿原が見られ、生態系を豊かにしています。

西部の川は雌阿寒、雄阿寒のふもとからこんな様子で湿原に流れています。

8. 釧路湿原の農地について

釧路湿原では周辺の多くで農地が開発されてきましたが、これらの農地は1, 2年で使われなくなったものも多く、何のための開発だったのか分からないものも多いです。

使われなくなった農地は再び湿地に戻っています。使われなくなった農地には排水溝の跡などが見られます。

9. ヌマホロ川、オソベツ川について

ここも上流で堰堤が多く造られており魚が上がりません。必要のない堰堤が多く見られます。河川の周辺も農地開発されていますが使われていない所も目立ちます。河川改修は農地開発の一環ですが農地が使用されてもおらずムダとなっています。

この川の周辺には氾濫で被害を被る家屋はありません。

オソベツ川も雪裡川と同じくらい大きな川です。オソベツ川の両岸には河岸段丘があり丘陵地帯の多くは農地として開発されています。

10. 南標茶農地防災事業地について

南標茶農地防災事業地では約65億円が投入されています。緑がきれいな場所は草地として今年は利用され草が刈られ新しく草が伸びている場所、

茶色の場所は枯れた草が放棄され使われていない場所です。ここでもトラクター作業で埋まったり横転の危険性があるとか、昔は釧路川の氾濫域であったため氾濫を防止したり、

埋没している大きな石や木がトラクターに引っかかると危険であるということが防災事業の理由です。

南標茶農地防災事業地の周辺の農地は農地開発された当時からあまり使われていなかったようです。

ここはオソベツ川と釧路川の合流地点で、これらの河川が増水すると水位上昇で農地が水没することが多く、それを防止するというのが防災事業の目的です。付近に牧草を巻いたものがおかれています。他のものと違ってビニールで梱包されていません。敷き藁程度にしか使えないものと思われそうですが、ひょっとすると今でも農地を使用していることのPRなのかもしれません。

この付近は国営農地開発事業を実施しましたが再度の「農地再開」のための費用捻出は難しいため「防災事業」になったのではないかと推測されます。

ここでの事業内容は下久著路農地防災事業地と同様の内容です。ただ事業規模が大きいので多量の土砂が流出しそうです。

地域の説明会が開催されており農家の人以外も参加できます。他にも多くの会議や説明会が開催されていますが、数も多く日中に行われるのでこれらに自然保護団体が全部出席することができません。

湿地を囲っている山の管理がひどくなっています。皆伐の跡の多くはカラマツを植えただけとか、ハゲ山になっている場所も多くあります。山の斜面を利用した牧草地もありますが、トラクターが横転する危険性があり平地が適地です。湿原を農地化する理由にもなっています。しかも湿地化等今まで述べた困難さもあります。大雨が降り川が氾濫した際サケが上がってきて牧草地で漁獲されることもあります。

11. オソベツ川と釧路川の合流付近について

この合流点から南側の釧路川は湿原の中央に向かってまっすぐに河川改修されています。この周辺を再蛇行させようというのが国交省の自然再生事業です。このすぐ上流部で南標茶農地防災事業が行われています。再蛇行の予定地はここから2キロほど下流にあります。

オソベツ川と釧路川は水量が増えると合流地点で流れが止まり逆流を始めますがそれを食い止めるために水門が敷設されています。水門を閉じると上流にも水が溜まります。

台風10号の大雨の際はポンプ車を使って農地の水を吸い上げて川に流していました。この付近はもともと水が溜まりやすく、本来遊水地ないし湿地が適しています。農家に補償金など代替も検討した方が安上がりです。

河川をまっすぐにしたのは水を下流に流れやすくして農地を作ろうとしたのですが、失敗事業といえます。

オソベツ川も本来は湿地の真ん中を流れていました。それを直線化して釧路川に無理に繋げたものですが周辺が農地として開発されている訳でもなく理由はわかりません。本来の川に戻してやれば川としての機能を戻すと思われそうです。

ここから東側にある旧河川（三日月湖）状態をもとの河道に戻そうとするのが自然再生事業としています。そのために大量の土砂を旧河川から取り出し排出しなければならず河川にも土砂が流入するため漁協が反対をしています。旧河道（三日月湖）は水深が浅いため河床を浚渫して河川を広げるといった計画もありますが、大量の土砂が発生する上、20年以上前に離れた旧河川（三日月湖）であっても別の河川からの流入があって、既に生態

系が築かれており、希少種や絶命危惧種が発見されています。現在の計画ではメリットはないと思います。最終的には蛇行させるべきであってもその方法が問題であって、河川全体を見据えながら土砂の流出を抑えながら蛇行を検討するのが良いと考えます。旧河道(三日月湖)を河川に戻すと氾濫したり土砂がたまる可能性が高く対策も必要です。

直線化された川は、幅が広く、その中で川は蛇行をはじめていきますので、その蛇行を止める方法も考えられます。

12. 茅沼河川改修予定地について

釧路川の直線化が行われたあと湿原への土砂流入がはげしくなり、湿原の乾燥化が進みました。旧河道がカーブしながら今も残されて流れています。川岸には河畔林が良好な状態で残っています。この河畔林には様々な生物が生息しています。この周辺は蛇行が激しかった場所です。現在は川幅が3、4メートルほどしかない部分もあります。この周辺で土砂が堆積する可能性があります。この川岸を広げたり改修して河道を確保して釧路川と繋げる予定です。しかし川岸の生態系を破壊することになるため問題です。

この道路は自然再生事業を円滑に行うために設けられたものです。見学者も多く来ておりそのための道路としても使用されています。河を改修せずにそのままにしておいたほうが川が勝手に蛇行するという見方もあります。土木工事の専門家の意見が重要だと考えます。この事業は新しい管理体制を模索する実験のようなものでしょう。

13. 周辺の中小河川について

釧路湿原の中心部は自然のままですが、ここに流れるヌマオロ川、オソベツ川など中小河川の多くは中流部で河川改修され、排水溝になっています。三面張りも目立ちます。

また河川改修により流れが速くなり釧路川中流域で多量の土砂が運ばれた結果河床の土砂がなくなり河底低下で橋梁が浮いてくるといった現象が起きています。

河川改修の直線化した河川下流から湿原のハンノキが増殖するという現象もおきており土砂の流出源を見極めた対策が必要です。

釧路川の3分の2に人の手が加えられています。

14. 釧路湿原の形について

釧路湿原は手の平を広げた形をしており、指にあたる細長い部分の間で湿地の農地化と河川改修が進んでいます。

15. 釧路湿原東部(達古武付近)の丘陵(トラストサルン所有道路64)にて

ここはトラストサルンが所有している道路64という地番を持つ丘陵です。ここからは釧路湿原中央部が真下に見渡せます。釧路湿原の遠方には雌阿寒岳、雄阿寒岳が見え、近くには宮島岬、キラコタン岬が見えます。湿地帯にある茶色秋枯れした植物はヨシです。湿地帯にある緑の植物はハンノキです。

この丘は木が伐採されたあと木が育たずトラストサルンが植林をして周辺の山林と同じように再生するものです。木の種類は周辺の山林を調査して同じような種類、比率で植林することも期しています。また生物多様性、種の遺伝的見地から周辺の山林にある種子から苗木を育て植林する計画です。

この周辺には鹿が生息しており冬場は背の低い木の萌芽林の先端の柔らかい部分を食べ

てしまいます。そのため木が育っても鹿が食べてしまい大きくなりにくくなっています。
この土地を購入した経緯は、釧路は昔軍馬の産地でこの山は馬事振興会が国から安く払い下げを受けた土地でした。その後森林を伐採しましたが、愛知の人に売却されました。その愛知の人は森林を復興することに情熱を持っていて、その縁でトラストサルンが購入した次第です。

環境省も自然再生事業が始まった際この山を買いたいと申し出て来ましたが断りました。この周辺では温泉が出るとか駅に近いなどと文句をうたった原野商法も多い地域です。

カラマツは植林すると農林水産省から補助金がでます。雑木林は価値がないとみなされています。しかし成長してもカラマツは材木にならず採算は全く取れていないのが現状です。カラマツの植林はムダな公共事業です。昔はカラマツは紙パルプに使用されていましたが現在は使われていません。カラマツは繊維が短く特別な処理が必要で、マツヤニもひどく処理に手間もかかる理由で紙パルプに使用されていません。

16. 釧路湿原の湖について

釧路湿原の湖はすべて東側にあります。というのも土地が東側に傾斜しており水が東側に集まってくるからです。達古武沼については最近水深が過去3メートルほどあったとされていますが今年の調査で1.6メートルほどしかありませんでした。

17. 達古武地域自然再生事業地（環境省協同）、苗場について

ここは再生事業を行うために必要な苗木を育てている苗場で苗場は1ヘクタールですが全体の面積は50ヘクタールあります。この斜面も道路に近い場所では木がありますが奥に行くと荒廃地が広がっており植林予定地の一つです。土砂の流出を防止することも目的です。

生物多様性の関係から周辺地域で取れた種から苗木を育て植林します。

苗木は鹿に食べられないようにネットをかけた場所で育成しています。今年は種子が豊作だろうと推測しましたが冷夏でダメでした。

ネットは鹿が近づくと電流が流れるようになっていきます。鹿は電流が流れると驚いて暴れ、ネットを壊す場合もあり、また、草が生えて電線に触れた場合効果が減退するので、電流方式は費用は安価ですが点検保守が大変です。

ネットの支柱は土の凍結による地中の浮上現象によりネットが倒れるため深さ2メートルまで土中に入れなければならず重機を使用しましたが、ゲートなどは手作りです。単価は1メートルあたり2000円程度です。行政の仕事では1万円ほどの費用とされています。環境省の広里事業地にもネットが張っていますがそれは人よけのものです。

この地域は元々は荒地でした。周辺で採取されたどんぐりなどの種を植えています。釧路の道東は札幌に比べて寒く道央よりは数年成長が遅れます。

樹木はミズナラ、チャマハンノキ、ヤチダモ、ハルニレ、エゾヤマサクラ等があります。ミズナラが周辺の基礎的な木です。

どんぐりを幾つ植えたか分かるように棒を目印にたてています。ここにある苗木は2年のものや4年のものがありますが昔は鹿に食べられて成長が遅かったのですが、ネットを張ってから成長が進んでいます。

また山の作業道付近で自然に生えているものもあってそれを取ってきて山取り苗木として植えている場所もあります。苗木を育成する際に色々な種を比較して安価なものとして

再生が進むことも検討しています。

もう少し大きくなったら山に植林しようかと考えていますが鹿が問題です。

苗場は、夏は蚊がひどく息をすると多数が口に入るくらいです。現在は環境省から事業費が出るのでボランティアではない専門の人に依頼しようと考えています。特に芽が出たてのころは雑草と区別できないので専門家の手が必要です。

苗木の育成には知的障害者の方も雇用し実施を図っています。苗木の手入れには6工程ほどありますが、作業を分けて分担してもらうことにより効率よく迅速に作業が進みました。これからも依頼しようと考えています。

18. 環境省のカラマツ林転用計画について

達古武沼北部のカラマツ林を環境省が買取り、周辺の林と同じように広葉樹に戻そうという事業を開始します。

周辺の広葉樹の種を事業地に落とし、周辺から順にカラマツを切っていけば次第に広葉樹が広がるということなども検討しています。しかし現場を見ると鹿が多く広葉樹を育成しようとしても鹿が食べてしまうのではないかと推測されました。お金を掛けると良いものはできますが、金を掛けずに良いものを作るのは大変です。

元々のカラマツ林は釧路町と地域の愛林会が共同で行っていた事業でそろそろ伐期で伐採の時期でしたがパルプにもならず成果が期待できない状況で組合員も高齢化していく状態でした。そこを環境省が購入した次第です。

19. 周辺地域の調査について

トラストサルンでは湿原の水源となる湧水地の調査を行っており、森林が残されている場所では湧水地が多く見つかりました。今後も色々な調査を行っていきます。周辺の製紙会社所有林も独自の自然再生活動を予定しているようです。ある会社に稚木の幼樹をもらいたいと申し出たところ独自に自然林を作る予定であることを理由に断られたこともあります。

国立公園で保護されている問題が多く、水源となる周辺の森林は保護されていません。湿地帯や沼に限定せずその周辺の丘陵や森林も保護すべきです。オジロワシ、ノスリ等が見られ、湿原と森は一体となった自然とすべきです。

20. 土砂採取場について

釧路湿原には土砂の採取場が数十ヶ所あって、湿原の埋め立て、高速道路などの造成等のために採取され使用されています。

21. 釧路川の堤防について

釧路川は下流で放水路になっています。この部分のまた釧路川は兩岸に堤防が築かれ右岸の堤防は湿原の中央を横断しています。釧路湿原は東方に向かって傾斜しているためこの堤防が釧路湿原中央部と東部の生態系を分断する形になっています。

以前は堤防は治水上必要であるという説明が開発局から出されていましたが、現在は堤防を、南部に移設する等の計画が自然再生事業との関係で浮上しています。度重なる改修や公共事業で土木工事が尽きたことが影響していると思われます。

22. 岩保木水門について

岩保木水門は釧路川と旧釧路川を結ぶ水門で釧路湿原の中で最も大きいものです。増水した際は水門を閉めるとしてはいますが、大正年間に設置されていらい開閉されていない水門で、意味のない水門となっています。この水門は、開けることの必要がないものですが、旧水門が老朽化したとして、数億円をかけ水門が新しくなりました。

23. 広里地区・環境省自然再生事業地について

この地域は釧路湿原の南の南東部にあり最も農地開発が行われた地域になっています。しかしここもほとんど農地として使用されておらず放棄されています。広里地区はこのなかで良好な湿原が残り、一部で農地化されていました。ここを環境省が再生するとしています。

この地区を横断しこの11月に使用が始まる広域農道に関しては、付近は釧路町が町営で子牛の放牧をしていましたが断念され次第に湿地に戻っています。この付近はオオヒシクイが生息しておりオオヒシクイが誤って農道に出てこないように道路端にオオヒシクイの視界をさえぎるネットがかけられ木が植えられています。この木は外来種のように釧路の気候に合わず枯れているものも多くなっています。この道路は厚岸から国有林を抜けて釧路市付近を通過しています。目的は市民に新鮮な農作物を供給するというものです。

このネットの奥が環境省が直轄して行っている事業地です。このネットは人が立ち入らないための人よけとして設置されました。

この付近の川は本来雪裡川の下流です。現在は堤防で分断されています。この周辺は釧路市農協の所有地でしたが経営に破綻し釧路市が買い上げました。この周辺の湿地帯は良質なものが残っていてトラストサルンは湿地帯を買い上げるように要望書を出していました。釧路市は非常に高い金で湿地帯を買取り、その1年後環境省が買取っています。

事業地では側溝を埋めたり、何故ハンノギが増殖しているかなど詳細な調査を行っています。事業地にはタンチョウ鶴の営巣地がありクレーンを使用してタンチョウ鶴の保護・観察も行っていますが、その方法に疑問も投げかけられています。

今後の予定として「再生事業センター」という箱物を作ったり、高い塔の上にテレビカメラをつけて24時間インターネットで流そうと言う案がありますが、やめたほうがいいと思います。自然再生の場所に人工的構築物を作るのは趣旨に反します。

全体の事業費は分かりません。調査は今年の夏で大体終わっています。この事業内容を見て今後の再生事業の計画等を立てるとのことです。

事業地はネットで囲まれています。むしろ地元の人に自然を見せ自然を保護することとはどういうことかという啓蒙活動をしたほうがいいと思います。釧路の南部地域の湿原にしかないキタサンショウオという動物の繁殖地で保護が必要です。

24. 歓迎会でのスライドによる説明

歓迎会では本日迎った行程を主に航空写真を元にして説明を受けた。

釧路川現地調査報告書

日時：2003（平成15）年10月19日（日）午後12時～午後5時（現地調査時間を含む）

場所：レイクサイドとおろ

ヒアリング先：塘路漁業協同組合代表理事組合長 土佐 良範 氏

参加委員：朝倉、井口、大川、尾本、久連山、坂本（暁）、白木、武田、只野（責任者）、田中、中野、西岡、福井、福田、最上、合計15名

報告者：只野 靖

第1章 ヒアリング内容等

1 現地調査内容

(1) 日時

2003（平成15）年10月19日（日）午後12時～午後3時30分

(2) 場所

釧路川

国道391号線五十国橋～茅沼～シラルト口沼～塘路下流水位観測所～塘路湖

全行程約18キロメートル

（別紙現地地図参照、なお、別紙現地地図は、「2003.3北海道開発局釧路開発建設部治水課作成にかかる『釧路川』と題するパンフレット」からの転用である。）

(3) 内容

午後12時30分、国道391号線五十国橋から、5名ずつカヌー3艇に分乗してスタートした（写真1）。

川の流速は、陸から見た印象とは異なり、比較的早い。時速4～5kmはあるという印象である。

途中、茅沼付近で、今回自然再生事業として蛇行復元工事の対象となっている現場を通過した。現場は、かつては蛇行して流れていた部分であるが、20年程前に、直線化工事になされた場所である。別紙現地地図上では、この茅沼の直線部分は約3キロメートルある（写真2、3）。別紙現地地図に記載されている行程距離で言えば34キロ～31キロまでの部分である。なお、写真2は、直線化工事がされた部分について、徐々に土砂が堆積している様子である。

なお、以前、蛇行していた旧河川は、現在はほとんど水が流れていないが、完全にせき止められているわけではない。特に、旧河川の出口の部分は、水が貯まっていてよどんでいる状態だったが、鉄パイプが設置されていて、下流から侵入することはできなくなっていた（写真4、5参照）。

その後、下流に向かってシラルト口湖右岸の湿地帯をカヌーで通過した後、塘路下流水位観測所付近から、塘路湖までを流れに遡って終了した。

2 ヒアリング内容

(1) 日時

2003（平成15）年10月19日（日）午後4時～午後5時

(2) 場所

レイクサイドとおろ

(3) 内容(土佐良範氏のお話、写真6、資料1)

釧路川の直線化工事とその影響について

五十国橋から下の茅沼付近の直線化の工事は、約20年前までに完成した。

その目的は、河川兩岸の湿原を農地(牧草地)にすることであった。

しかし、農地化したのは完全な失敗だった。かつて湿地だった場所を、農地として使用するのは大変難しい。現在では、全くといっていいほど、使用されていない。

一方、直線化の工事が、河川環境に与えた影響は大変大きかった。

雨が降るたびに、土砂が流出し、川が茶色に濁るようになった。湿原に泥水が入り込み、水が引いた後は泥だけが残った。その結果、湿原にハンの木が生育するようになり、湿原がますます乾燥化した。

土砂は、シラルトロ沼、塘路湖、達古武沼にも逆流して入り込んで、湖底には土砂が堆積している。

釧路川の水深は、以前に比較してかなり浅くなった。

塘路湖の水深は、直線化の工事以前と比較して、1メートル程度浅くなっている。

雨が降ってから河川の水位が上昇するまでの時間も短くなった。

漁獲高も激減した。以前の半分以下になっている。毬藻もいなくなった。

直線化工事は、このように、釧路川に回復不可能なダメージを与えた。

ただし、直線化工事の影響による釧路川の濁りは、最近は、ようやくおさまりつつある状況である。

自然再生事業としての蛇行復元工事について

現在、北海道開発局釧路開発建設部(「建設部」)を中心に、釧路川の直線化した部分について、自然再生事業として蛇行復元工事の実施が検討されている。

この工事については、既にかなり具体的な工事方法について検討がなされており、工事を実施した場合の残土の捨て場所等も既に検討されている。先日も、自分のところに、建設部の担当者が訪ねてきて、具体的な工事の実施手順について説明していった。その時、渡された図面等の資料があるので、参考にして欲しい(資料2(全18頁))。

私は、この蛇行復元工事には、絶対に反対する。

理由は、この蛇行復元工事が実施されれば、釧路川は、さらに回復不能なダメージを受けることになるからである。

20年前に実施された直線化工事による影響は、今でも続いているが、ようやく最近になって落ち着いてきている。漁獲高も安定してきている。雨が降った際にも、以前よりも濁りは少なくなってきた。

しかし、蛇行復元工事が実施されれば、工事の間中は無論のこと、その後長期間にわたって、工事の影響により、再び釧路川は濁るようになり、今度こそ、壊滅的な打撃を受ける。

漁獲高は、必ず激減する。そうなった場合には、私達漁師には、死活問題である。

建設部は、釧路川の水質の変遷について何ら調査をしていない。また、河川の水深、湖面の水深についても、何の調査もしていない。建設部は、自らの都合で、勝手に直線化工事をしておきながら、それが失敗に終わったにもかかわらず、その総括をせず、「自然再生」等と称して、さらに釧路川の破壊を推し進めようとしている。

まとめ

以上述べたように、釧路川の蛇行復元工事には、絶対反対する。

蛇行復元工事は、何の自然再生にもならない。自然に手を加える場合には、ゆっくりとやるべきだ。人間の都合で、川の流れを急激に変化させるべきではない。

第2章 添付資料

- 1 別紙現地地図（「2003.3北海道開発局釧路開発建設部治水課作成にかかる『釧路川』と題するパンフレット」からの転用）
- 2 写真6枚（弁護士只野靖撮影）
- 3 資料1 内水連会員紹介（土佐良範氏提供）
- 4 資料2 茅沼地域の蛇行復元工事に関する資料（北海道開発局釧路開発建設部作成、土佐良範氏提供）

鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリ

日時：平成15年10月18日（土曜日）午後3時から

場所：鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリ

ヒアリング先：財団法人日本野鳥の会 音成邦仁氏

参加委員：第二東京弁護士会の弁護士 合計28名

報告者：尾本 太郎

1. 鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリおよび財団法人日本野鳥の会について

鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリは、財団法人日本野鳥の会（以下、「日本野鳥の会」という。）が運営しています。現在、常勤の職員は、1名（音成氏）です。

音成氏は、鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリに来てから3シーズン目とのことです。

日本野鳥の会は、高次捕食者である野鳥の保護を基本に自然保護の活動を行っており、全国に5万人の会員がいます。日本野鳥の会が運営するサンクチュアリは、全国に11ヶ所あり、その土地の自然保護、地域に密着した自然保護普及活動を行っていますが、鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリは、タンチョウの保護に特化したサンクチュアリであることに特徴があります。

鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリについては、行政からの支援を受けず、財団法人日本野鳥の会が独自で設立、運営を行っています。したがって、活動資金を集めることも重要な活動となっています。

鶴居伊藤タンチョウサンクチュアリでは冬の間のタンチョウの餌の補給として、給餌活動を行っています。今年の給餌は、おととい（平成15年10月16日）から始めました。本来はまだ必要な時期ではないともいえるのですが、早い段階から餌の場所を教える必要があるため始めました。今日は、給餌を始めた3日間で初めて日中にタンチョウが姿を現しました。

タンチョウは、今の時期は、牧草地でミミズなどを食べたり、デントコーン畑で収穫後の落穂を食べたりしています。村内でざっと見たところ200羽がおり、子連れのタンチョウもいます。

2. 質問に対する回答

（今年のタンチョウの状況）

1) 今年のタンチョウの状況（個体数等）について簡単にお聞かせください。

今年1月の調査では、908羽が確認され、前年比100羽増となっています。タンチョウは、比較的人の目にとまりやすい場所にいます。

春の繁殖状況は、平年並でした。なお、前年は良好でした。

（タンチョウサンクチュアリの活動について）

2) 貴会がタンチョウサンクチュアリを設立されたのはいつ頃ですか。

1987年（昭和62年）11月で、今年で16年目になります。

3) 貴会がタンチョウサンクチュアリを設立された際の経緯についてお聞かせください。

従来、タンチョウの保護は地元の好意で行われていました。この場所では、伊藤良孝さんという地元の方が昭和41年から毎日個人で給餌を行っていました。日本野鳥の会では、地元の方の高齢化や開発の進行に伴って、タンチョウの保護活動が続かないので

はと懸念し、全国的な保護の方法がとれればと考えていました。そこで、この場所をタンチョウ保護の拠点にできないかと伊藤さんに打診したところ、伊藤さんがタンチョウの将来にとってもプラスだと判断し、この場所を提供してくれることになりました。実際には、このような活動は気に入らないという話もあるし、反対も多いです。活動資金のための寄附を募るため、ツル基金を設けています。

- 4) タンチョウサンクチュアリは、貴会がタンチョウの保護活動の拠点として設立されたとうかがっておりますが、過去及び現在の主な保護活動の概要についてお聞かせください。

保護活動として、生息地の保全を含む直接保護、調査活動、環境管理、普及教育を行っています。

具体的な活動内容は、以下のとおりです。

について

給餌を行っています。冬の北海道の自然は厳しく、給餌をしないとタンチョウの数は10分の1以下になってしまいます。また、生息環境である湿原を守る活動も行っています。日本野鳥の会では、高額な寄附を受けることがあり、その寄附を使って、中小規模の湿原の買取りを行っています。さらに、農業被害防止のため、10年前から給餌場を設営しています。

について

一日に来るタンチョウの数、足輪の読み取り等の調査を行っています。

について

湿原には色々なタイプがあり、タンチョウが営巣できるものとそうでないものがあります。例えば、1994年に買った湿原では、毎年タンチョウが一台営巣していたのに、あるときから来なくなってしまいました。原因を調査したところ、湿原にハンノキが生えてきたことによることが判明しました。タンチョウは、羽を広げると2メートル50センチ近くにもなり、ハンノキが生えていると羽を広げることができなくなってしまうのです。ハンノキが生えてきたのは、湿原の周辺の山の木が伐採され、雨や土砂が湿原に流れ込み、湿原が乾燥化したことによります。先の湿原において、1999年からハンノキを伐採する活動を行ったところ、2002年から再びタンチョウが営巣するようになりました。

買取った湿原は、合計9ヶ所、1077ヘクタール(3キロメートル四方)に及びます。山も一緒に買取った場所もあります。その中に、9つがいが巣を作っており、1平方キロメートルに1つがいの計算になります。湿原は、餌資源が多くないため、広い縄張りを要するといえます。

- 5) 現在最も力を入れておられる活動について特にお聞かせください。

営巣保護区の買取りです。昨年は368ヘクタール、今年は22ヘクタールの買取りを行いました。昨年買取った湿原には1つがいが営巣しています。今年買取った湿原は、良い湿原なので、2つがいが営巣しています。

今後の課題としては、普及教育が挙げられます。タンチョウの保護のため、総合的学習が必要だと考えています。地元の子供は、冬にタンチョウが当たり前のようにいるため、タンチョウにあまり興味を持っていません。

- 6) 現在のタンチョウサンクチュアリにおける人的、物的体制についてお聞かせください。(常勤の職員が何名おられるか、どのような設備をお持ちか、など)

現在、常勤の職員は1名ですが、来月からパートの方を雇う予定です。物的体制としては、建物と給餌場があります。土地は、伊藤さんの所有です。

- 7) 私的、公的を問わず、貴会のタンチョウサンクチュアリにおける活動に対する助勢、援助等がありましたらその概要についてお聞かせください。

運営資金は、寄附によって賄われています。賛助会として、タンチョウファンクラブがあります。コニカミノルタ(旧コニカ)が、タンチョウサンクチュアリのオープン以来、支援を続けて来ています。フィルムの空き箱の回収で1個あたり20円を寄附してくれ、14年前には寄附の額が3000万円になりました。しかし、昨今、コニカミノルタのフィルムの売上が減少したこともあり、一昨年からアマチュア写真を募集して、それを用いてポストカードを作成し、その販売の代わりに1000円の寄附を得るという活動を始めました。他に募金箱の設置や商品の販売を行っています。

- 8) タンチョウについては、個体数は増加しているものの、良好な湿原域が減少しているために生育環境の悪化が懸念されているとかがっております。この点その他貴会がタンチョウサンクチュアリにおける保護活動を通じてお感じになっているタンチョウの保護における今後の課題等についてお聞かせください。

現在、タンチョウは約900羽が確認され、このうち営巣可能なのは、300つがいます。300つがいのうち、6割が法の網のかからない平地で営巣しています。湿原の買取りと環境の改善が課題となっています。

タンチョウは人に近いところで生活しているため、人に慣れ、電線をくぐる等の行動をとるようになってきています。事故に遭ったタンチョウは、昨年で3羽、今年は既に1羽確認されています。電線にひっかかって、落下するという事故も発生するようになってきています。

- 9) 今後のタンチョウサンクチュアリの活動方針についてお聞かせください。

今後は、営巣環境を守ると共に普及教育にも力を入れていきたいです。

(釧路湿原自然再生事業について)

現在全国に先駆けて釧路湿原において自然再生推進法に基づく「釧路湿原自然再生事業」が行われています。これについておたずねします。

環境省のパンフレットによれば、その当面の目標として「これ以上の湿原の減少・劣化をできる限り防ぐとともに、人為により消失した湿原を再生させることにより、現状の湿原の面積・状態を総量として維持すること」があげられており、そのために現在はいくつかの地域でパイロット事業が実施されているものと理解しております。

- 10) 自然再生事業においては、NPO等の連携がうたわれておりますが、貴会は、この釧路湿原自然再生事業にどのようにかかわっておられますか。環境省が同事業を開始した際に、貴会も立ち上げに関与されたのでしょうか。

自然再生事業の立ち上げに関与していませんし、その後も積極的には関与していません。有識者による実務会合、鶴居村シンポジウムには、パネラーとして参加しました。要請があればという程度です。

- 11) 自然再生事業とタンチョウ保護の関係についてどのようにお考えですか。現在進められている自然再生事業がタンチョウ保護につながるとお考えですか。

タンチョウは湿原を利用しているので、自然再生事業とタンチョウ保護がまったく関係ないということはありません。

自然再生事業で進められている内容が不明確です。湿原を1980年代の状態に戻す

と言っても、具体的内容が明らかではありません。

- 12) 自然再生事業において、土木建設機械等が湿原において使用されているようですが、これがかえって自然を破壊するというような事態は生じていませんか。その他、貴会の把握されている自然再生事業の実態、問題点についてお聞かせください。

表土の剥ぎ取り、重機の利用が自然破壊につながるという意見がありますが、個人的な考えとしては、現段階で破壊というつもりはありません。

尾本：パイロット地域が限定されているからでしょうか。

いいえ。現在は調査の段階であって、評価に足りる資料がないということです。

尾本：パイロット地域内ではタンチョウは営巣しているのでしょうか。

広里地区では1つがい営巣しています。

- 13) 貴会では、自然再生事業に今後どのような対応をされていくお考えでしょうか。

タンチョウのためには、多様な環境を守っていくことが重要です。タンチョウには、ヨシやシゲの生えた低層湿原に加え、川が流れていることが必要ですが、さらに、周辺の丘陵地帯も含めて良好な環境を維持する必要があります。

そのような環境の維持は、その気になれば可能だと思っています。トラスサルンは植林活動を行っていますが、全体をトータル的に見る発想が重要だと思います。

- 14) 自然再生事業が貴会の活動にもたらすメリットとデメリットをお教えてください。

現時点では明確にはありません。自然再生は必要だと思いますし、大規模に行うというメリットはあると思います。自然のみでなく、地域の人々の暮らしやすい環境を守り、共存していくことが重要だと思います。地域住民の声を吸い上げていくことが必要だと思います。シンポジウムが開催されていますが、鶴居村内で何が行われるのか不明ですので、住民の声にはつながりませんし、意味がないと思います。

- 15) 貴会は他の自然保護にかかわる NPO、個人と連帯がありますか。その方たちの意見としては、自然再生事業をどのように見ているのでしょうか。

連携しながら行っています。自然再生事業については、団体等によって、考え方が違います。トラスサルンの杉沢さんの「どのように湿原を残していくか」についての考え方に共感しますし、足並みを揃えていこうと思っています。

- 16) 貴会が自然再生事業に望むものは何でしょうか。

住民の声を吸い上げが必要だと思います。事業によって地域は潤うのか、単に自然を元に戻すことによって、種を保護していこうとしているのか等、事業の先にあるものを明確に見せる必要があります。

- 17) 貴会では、自然再生事業に今後どのような対応をされていくお考えでしょうか。

求められてから対応するという現状を変えるつもりはありません。協議会には参加しません。

- 18) タンチョウを自然再生事業の指標種とする（この種の増減により事業の達成度を計る）等の運動をされたことがありますか。また指標種としてふさわしいとお考えですか。

運動をしたことはありません。低層湿原の復活という意味では、タンチョウはまさに指標種にふさわしいと思いますし、なりえると思います。

- 19) 協議会に参加しない理由を教えてください。

自然再生事業の先が見えないことにあります。協議会に加わった後、方向が変わった場合、参加に伴う責任があるため、脱却するのは難しくなります。

- 20) 湿原の買取りというお話をされていましたが、土地の購入先はどのようなところでし

ようか。また、野鳥の会が土地の所有権を取得するのでしょうか。

土地の購入先としては、個人（今年の場合）、団体（昨年の場合）がありますが、行政はありません（農協は過去にありました）。

野鳥の会が土地を取得する方法もありますが、土地の所有権を取得せずに、協定を結ぶという方法もあります。根室・厚岸では、市も協力的で、市と野鳥の会で協定を結ぶことを検討しています。また、行政に働きかけをすることも方法の一つです。土地の所有権の取得ということになると、交渉に時間を要するからです。土地の購入に関連する費用については、二分の一を購入代金に、残りの二分の一を固定資産税にあてています。

21) 農業被害防止の活動は、どのようなことを行っているのですか。

1992年から、タンチョウの嫌いな赤い服を着て、畑の巡回をし、タンチョウを追い払うという活動を行っていました。現在は、畑に防鳥器具を取り付ける活動と4月以降も鶴見台で給餌を続ける活動をしています。2メートル50センチおきに棒を立てておくと、防鳥効果があったのですが、今年は畑に入られてしまいました。畑の周囲にペットボトルを立てて、音を出す対策もしています。

給餌については、3大給餌場があって、最大300羽がそこで餌を食べています。冬場は餌の補給が目的ですが、5月中旬から6月中旬は、農作物の種に対する被害の防止対策が目的です。

22) 昔のタンチョウは、北海道で冬を越していたのでしょうか。

江戸時代のタンチョウは、北海道では冬を越せないで、本州に移動していました。現在でも、「千歳」など、鶴のつく地名が各所に残っているので、そのような土地には、昔はタンチョウがいたのかもしれませんが。

23) タンチョウの数が減少したのは、狩猟によるものですか。

明治時代に乱獲、農地開発によって、タンチョウは絶滅の危機に瀕しました。

24) 鶴居村の名前は、昔からのものですか。

鶴居村という名前は、昭和30年か40年にあった分村時についたと聞いています。

25) 環境省から何か問い合わせがあったことはありますか。

ハンノキの伐採活動が成功し、湿原環境に戻ったので、自然再生事業の参考として、助言を求められたことがあります。

ネイチャーツアーヒアリング報告

日時：2004年10月19日 午前5時～9時

(事前説明：2004年10月18日 午後8時～)

場所：釧路湿原国立公園 キラコタン岬他

ヒアリング先：HOTEL TAITO オーナー和田氏、ガイド今泉氏

参加委員：大川(責任者兼書記)、武田(カメラマン)他計19名

報告者：大川 淳子

事前説明

翌日のネイチャーツアーに備えて、ホテルの広間でツアーの説明を受ける。写真家である和田氏撮影のスライドを見ながら、ツアーの概要や行程、またタンチョウの生態等についてお話いただいた。ホテルのある鶴居村は、鶴が居るから「鶴居」と名付けられたそうである。

バスの中から

まだ夜が明けておらず、薄ら明かりの中、眠い目をこすりつつ朝5時過ぎにホテルを出発。バスの中で一眠りと思うまもなく、動物たちが姿を現してくれた。

まずは、牛。鶴居村は酪農の村で、人口2500人に対し、1万頭の牛が飼育されているとのことである。続いて4頭のエゾシカが現れる。さすが勇壮な姿で美しい。エゾシカも山を切り開いたために生息地が減って村に現れることが増え、年に50億円もの農作物の被害が出ているそうである。また、蹄が堅いためアスファルトの上を滑ってしまい、交通事故も増えているとのことであった。そしてタンチョウ。夜の休息場所から移動しているようで、優雅に羽をはばたかせてバスの上を前を飛んでいった。そうこうしているうちに、道産子も現れる。がっしりしているが、愛着のある顔をしている。

しばらくすると、区画整理されており農地のようなだが放置されているとしか思えない土地が続いた。和田さんの説明によると、湿原を農地化するためにパイプを地中を通して強制的に排水し、農地として利用しているが、何年かするとパイプがつまってしまうため、再度パイプを埋め直す工事が必要になるのだという。実際に工事中の土地もあって、パイプが埋められている様子を見ることができた。

釧路湿原国立公園

午前6時過ぎにキラコタン岬へ行く道の入り口に到着し、バスを降りて和田さんを先頭に歩き始めた。この付近は特別保護区に指定されており、さらにキラコタン岬の周辺は天然記念物にも指定されているとのことであった。しかし、自動車の進入禁止の看板やここが天然記念物であるといった看板があるにとどまり、どこからどこまでが保護区なのか、また、自然保護区や天然記念物に指定されていることにどういった意味があるのかが全く分からない。せっかく保護地域に指定されても、一般の人に分からないようでは指定の意味がないように思えた。

草原が切れて林に入るところで、和田さんからクマについての注意があった。集団になって歩くこと、和田さんが急に立ち止まったら静かにして後退することなどなど。人がいることを予め知らせると、クマの方から避けてくれるとのこと、その後、和田さんが時折笛を吹きつつ林の中を進んでいった。

林に多かったのがアオダモの木。しなりがあるが、乾くと非常に堅くなる性質があり、野球のバットの材料として有名だそうだ。湿原の周辺に多い木とのことだった。また、足下に見られたのが、草が逆さになったようなヤチボウズ（谷地坊主）。スゲの根が土を抱き込んで丸く大きくなったもので、大きいものだと直径1メートルにもなることがあるという。これも低層湿原の周囲に多いそうた。ヤチボウズの下は泥炭層となっていた。和田さんが1メートル以上ある細い棒を土にさすと、するすると吸い込まれてしまった。私も試しにさしてみたが、ほとんど力を入れずに軽々とささる。湿原なんだなぁと実感した。

歩き始めてからずっと不思議に思っていたのが、入り口に自動車の進入禁止と書いてあったのに、ちょうど自動車が入るぐらいの道幅になっていて、しかも自動車の通った跡があることだった。この先に景色のよいところがあるのを知って観光客が入ってくるのだろうか、まさか役所の人が湿地の整備のために車で入ってくることはないだろうなどと思いめぐらしていたときに、和田さんが、ここは最近自動車をはまったところですね、と道が大きくえぐれた部分を指し示した。自動車が進入禁止であることを知らずに入ってきて、湿地にはまってJAFの救出を頼むケースが結構多いのだという。

キラコタン岬

林を抜けた辺りで、視界が開け、目の前に湿原が広がった。秋になって枯れた芦が生い茂っており、その合間を川が大きく蛇行している様子がよく見える。川は、上流付近で木を伐採したために土砂が流入し、水位が高くなっているとのことだった。確かに、近くで見ると水底が見える。

少し坂を上っていったところがキラコタン岬。眼下に広がる釧路湿原の眺めはただ素晴らしいの一言。当日は晴天に恵まれたのだが、そのためにかえって遠くまでよく見えてしまい、湿原の先にある釧路市街の建物や工場が視界に入ってしまった。通常、朝は霧が発生して人工物を見ることなく幻想の世界に浸れるとか。

キラコタンとは、飛び出た（キラ）集落（コタン）というアイヌ語だそうである。昔、釧路湿原は海だったため、キラコタン岬はまさに岬で、付近には貝塚も発見されており矢尻や貝殻が出てくるとのことだった。この付近も昭和40年代の列島改造計画に基づいて農地化される予定だったが、費用が予想以上に見込まれたため農地化が断念され湿原が残ったという経緯があるそうで、「湿原自身が湿原を守ったんです」という和田さんの説明が印象的だった。

サケの上流

キラコタン岬からきた道を戻り、バスに乗ってサケの遡上を見られるという下雪裡橋へ行く。もうピークは過ぎたとのこと、産卵を終えたと思われるサケが何匹も見られた。ちょうど産卵中のサケもあり、運良く観察することができた。

ホテルへ

ホテルは、あっけないほど橋のすぐ近くだった。朝起きるのは辛かったが、湿原を実際に歩き、キラコタン岬からの素晴らしい景色を眺められたので大満足だった。課題はいろいろありそうだが、貴重な湿原が守られるとよいなと純粹に思った。